

総合補償制度のご案内

城西運輸機工株式会社では、レンタル機械のご利用期間中に、万一の事故が発生した場合に補償できる城西運輸機工株式会社の「総合補償制度」をご用意いたしております。昨今まことに遺憾ながら、建設機械・車両等の盗難事故が、各地で発生しております。また、事故現場において建設機械（運行中の車両）の破損事故・人身事故等も発生しております。このような、レンタル機械のご利用期間中に発生する様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



総合補償制度について

総合補償制度は大きく下記の3種類に分けられます。

自動車補償

レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故が発生した場合のサービスを提供します。

賠償責任補償

レンタル機械使用中に第三者へ損害を与え法的に損害賠償請求が発生した場合のサービスを提供します。

動産補償

レンタル機械使用中に発生した不慮の事故による損害が発生した場合のサービスを提供します。

補償内容

◆自動車補償

対象機種	補償内容		お客様ご負担金
自積載クレーン、 トラック式高所作業車 等	対人賠償責任	無制限	なし
	対物賠償責任	2,000万円	10万円～
	搭乗者傷害	1,000万円	なし
	車両損害	盗難・全損	時価額
部分破損		実損額	10万円～

対物賠償と車両損害は別々負担金となります。

損害金が税込み100万円を超える場合、損害金の10%がお客様のご負担金となります。(10万円以下は実損害分)

◆賠償責任補償

対象機種	補償内容		お客様ご負担金	
登録ナンバーのない建 設機械（自走式高所作 業車）	対人賠償責任	1名	無制限	なし
		1事故		
	対物賠償責任	1事故	2,000万円	10万円～

損害金が税込み100万円を超える場合、損害金の10%がお客様のご負担金となります。(10万円以下は実損害分)

◆動産補償

対象機種	補償内容		お客様ご負担金
登録ナンバーのない 建設機械	盗難・全損	時価額	10万円～
	部分破損	実損額	10万円～

損害金が税込み100万円を超える場合、損害金の10%がお客様のご負担金となります。(10万円以下は実損害分)

- お客様ご負担金：事故発生時に、お客様にご負担頂く1事故あたりの金額です。(1事故とは1回の動作で生じた事故のことです)
- 事故車の修理期間中の休車損料は、リース料の半額×日数分 お客様のご負担とさせていただきます。
- 事故現場からの事故車の引き上げ費用は、お客様ご負担とさせていただきます。

当社のレンタルサービスは、お客さまの利便性を考慮して、上記の補償制度を導入しています。その補償料として1台につき1,000円/日を査収させていただいておりますので、ご了承ください。

補償対象外事故

(各補償共通)

1. 故意、重大な過失による損害
2. 地震、もしくは噴火など天災またはこれらによる津波によって生じた損害
3. 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた損害や、闘争行為・自殺行為または犯罪行為による損害
4. 資格を有しない者の運転操作による事故の損害
5. クレーン付車・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に格納しないことにより発生した損害
6. 過積載による事故や高さ制限を越えた事故等、法令違反による事故、危険行為による損害
7. 決められた燃料を使用せず生じた損害
8. 転落事故等による、レンタル動産の引き上げ費用（クレーン代等）、回送費用・入れ替え費用等
9. 塗料、生コン、アスファルト、モルタルの付着等の汚損、溶接など火花による損害
10. 自社車両同士の事故
11. 以下の①から④までに掲げる事由に起因する作業対象物の損壊に起因する損害
 - ①作業箇所の誤り
 - ②寸法の誤り
 - ③材料、材質、機械設備またはその部品の選定誤り
 - ④仕上げ不良

万一事故が起こったとき

1. まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2. 路上等の危険防止を

事故の続発を防ぐため車両等を安全な場所へ移動させて下さい。併せて被害拡大防止を。

3. 警察へ事故の届出を

自動車事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。盗難事故の場合も必須条件です。

4. ただちに当社までご連絡を

- 事故の発生日時、及び発生場所
- 事故の状況（道路の状況、道幅、道路標識、損傷の部位、内容など）
- 該当機械名、レンタル機械番号、登録ナンバー
- 運転者の氏名と連絡先（会社、自宅、携帯番号）、運転者の免許証等の記載事項（コピー可）
- 相手の氏名、住所、連絡先（携帯番号も併せて）、人身の場合、ケガの状況・病院名、物損の場合は修理先
- 届出をした警察署、その他官公庁名 等



注意事項

1. 弊社「総合補償制度」は加入されたお客様のみ補償されます。
2. 弊社「総合補償制度」は定められた正しい使用方法で発生した事故を対象としております。本来の使用方法を逸脱した使用によって生じた事故は対象としないのでご注意ください。
3. 安全装置の解除または、取り外して作業したり、転倒防止装置の不設置（軟弱地盤でのアウトリガージャッキ下に敷板を使用しなかった等）などにより発生した事故も前記と同様に対象外となります。
4. 弊社に無断で転貸しし、発生した損害は対象となりません。
5. 期間を無断で延滞して使用された場合の破損や盗難も対象となりません。
6. 現場状況等により加入をお受け致しかねる場合があります。
7. 事故発生時の連絡が遅延した時や、事故発生の原因が曖昧で、正確な事故の発生状況が確認できない場合は、「総合補償制度」の補償が受けられない場合があります。
8. 機械の故障により生ずる二次的損害は対象となりません。
9. 盗難とは警察の届出を行い警察にて盗難事故として受理された事故です。但し、鍵の保管等、盗難防止措置を行わなかった場合の盗難は補償対象外となりますので、ご注意ください。
10. 補償の対象となる作業対象物には、次の①から③までに掲げる財物を含みません。
 - ①貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する財物
 - ②仕事の遂行のために他人から支給された資材および設置工事の目的物
 - ③運搬中または積み込みもしくは積み下ろし作業中の財物
11. お客様及びお客様の現場において同様の保険に加入されている場合、お客様又は現場の保険を優先させていただきます。
12. 人身事故の場合、自動車保険、自賠責保険、労災保険、労災上乘せ保険の優先使用を前提とさせていただきます。
13. 賠償金の確定・示談の決定等には弊社の承認を必要と致します。万一弊社の承諾なく当事者間の和解等によって決められた賠償金の請求に対しての補償は致しかねます。
14. 弊社の承諾なしになされた修理代にかかる費用はお支払できない場合があります。
15. この「総合補償制度のご案内」は予告なく内容を変更する場合がございます。

本補償制度は、当社が締結する損害保険契約に基づいており、実際の事故の際はお客様の情報を保険会社へ提供し、保険会社から直接ご連絡させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

(引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

平成 26 年 9 月 1 日 改定



豊かな未来に真心をもって奉仕する
城西運輸機工株式会社

本社

〒920-0211 石川県金沢市湊4丁目70番地
TEL：076-238-1313
FAX：076-237-3556
URL：www.jousai.co.jp/

ご案内営業所